

2022年第1回定例会の日程が決まりました

1月17日の議会運営委員会で、2022年度当初予算が審議される第1回定例会(2~3月議会)の日程が決まりました。長期化し「第6波」を迎えたコロナ禍への対応や暮らし・福祉・教育など、市政全般について議論します。

みなさんの率直なご意見・実情など、お寄せください。

【日程】

2月16日 開会日・本会議

17日 補正予算関連の委員会・分科会

21日 予算決算委員会・しめくり質疑(補正関連)

22日 本会議(補正予算関連の質疑・討論・表決)

25日 代表質問 紫垣(熊自)、原(自民)、浜田(公明)、上田(市民)

28日 一般質問 ①光永(熊自) ②田島(自民) ③高瀬(公明)

3月3日 一般質問 ①吉村(市民) ②那須(共産) ③平江(熊自)

7日 一般質問 ①斎藤(自民) ②吉田(公明) ③福永(市民)

8日 一般質問 ①藤山(熊自) ②田上(市民) ③村上(市民)

10~11日 予算決算委員会・総括質疑

15日~ 常任委員会・予算決算委員会分科会(請願・陳情の趣旨説明)

22日 予算決算委員会・しめくり質疑

24日 最終日・本会議(質疑・討論・表決)

* 請願締め切りは、2月16日(水)午後5時

* 陳情締め切りは、3月4日(金)午後5時

日本共産党
熊本市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1
発行：日本共産党熊本市議

NO. 1267
2022年1月30日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団



上野みえこ
(中央区)



なすまどか
(東区)

なすまどか議員が一般質問を行います

日時：3月3日(木)午前11時10分~12時10分まで

場所：熊本市役所議会棟・本会議場(傍聴席は5階)

* 取り上げてほしいテーマなど、ご意見をお寄せください。

* 議場傍聴席での傍聴と、市議会HPのインターネット同時中継があります。



議会の傍聴について

● 本会議は、本会議場傍聴席で直接傍聴できます。

* 直接傍聴には、感染対策が必要です。(検温、消毒、マスク着用など)

* インターネット中継ならびに録画放映もあります。(熊本市役所HP)

● 委員会は、市役所議会棟のモニター傍聴とYouTube配信があります。

(詳しくは、議会事務局へお尋ねください。☎328-2687)

【控室から】

市営住宅の入居促進へ

なすまどか

昨年10月から始まった「市営住宅の通年募集制度」をご存じでしょうか？同制度は、市営住宅の空き部屋を解消し、入居促進を図るために始まりました。年4回の定期募集とは別に、「エシベーターのない団地で、入居率が概ね8割以下である4階以上の住宅」募集を行っても応募がなかった住宅が対象となりますが、若年層世帯(単身者含む)でも申込み可能で、抽選を受けることなく入居することができます。私は昨年9月の一般質問で、市営住宅の空き屋が1836戸に上っていることを示し、空き家修繕の予算を増やし、学生や若い世帯の入居枠を広げるなど、活用を進めることを求めました。担当職員の工夫や尽力があり、こうした通年募集制度ができたことをとても嬉しく思います。

先日、「借家が解体となるために引っ越しをしなくてはならないが、安い住宅がなかなか見つからない」との相談を受けました。通年募集されている市営住宅の一覧を知らせたところ、昨日「どこにか入居できる住宅が決まりそうです」と嬉しい報告がありました。相談者のホッとした声が印象的でした。「住まいは人権」という言葉がありますが、誰もが安心して住める住環境整備のために引き続き頑張ります。

コロナ感染急拡大、対策は“待ったなし” 市民の声に耳を傾け、直ちに対応を！



爆発的な感染拡大で苦境にたつ市民・事業者

新型コロナ「第6波」は、感染者・濃厚接触者ともに爆発的に増え、市民・事業者の暮らし・営業に大きく影響しています。「感染拡大で影響を受けているのは、飲食店だけではない。ど

の事業者も売上げは落ち込んでいる。」「国保の傷病手当が事業主にはでないから感染したら困る」「困窮世帯への給付金はいつもらえるのか、人数分ほしい」などの声が寄せられています。

「協力金」「家賃支援」は、減収の事業者へ幅広く支給を

新型コロナによる売上の減少は、広く様々な業種におよんでいます。時短営業が求められる飲食店に対し、見合った補償を

きっちりと行っていくことと併せて、飲食店以外でも売上げが落ち込んでいる事業者への支援が、急ぎ求められます。

生活困窮者への支援拡充を

生活困窮者への給付金も、手続きが始まっていますが、世帯人員が多くても10万円しか給付されず、対象も住民税世帯非

課税では狭すぎます。1人10万円に金額を拡充し、中間層も含め、幅広く支給すべきです。

国保の「傷病手当金」は、事業主・フリーランスも対象に

国民健康保険の傷病手当金は、事業主・フリーランス等には支給されません。熊本市が独自にでも対象として支給すべきです。



1月21日からの「まん延防止措置」に係る対応

「第6波」による感染急拡大に、熊本市での対応は以下のとおりです。

◆時短要請に伴う「協力金」 *受付は要請期間終了後です

(対象者) 熊本市内全域で、県の時短要請に応じた飲食店等事業者
(期間) 1月21日(金)午後8時～2月13日(日)午後12時
(支給額) 1日あたり

【認証店】①午後9時までの営業で、酒類提供有 2.5万～7.5万円
②午後8時までの営業で、酒類提供無 3万～10万円
【非認証店】午後8時までの営業・酒類提供無 2.5万～7.5万円

☆大企業は、売上高の減少額に応じて、支給額が算定されます。

◆時短要請協力店舗への家賃支援 *受付期間・申請方法はHPに掲載

(対象者) 熊本市内全域で、県の時短要請に応じた飲食店等事業者のうち、店舗を賃借している人
(助成額) 1店舗あたり・1カ月分家賃の2分の1 (家賃上限35万円)

◆ホテルのテレワーク利用支援 *対象プランを申込みことで利用できます

(対象者) 熊本県内在住者で、ホテルをテレワークに利用した人
(期間) 1月24日(月)～3月18日(金)
(助成額) ①利用料2,000円以上で、1,500円割引 (最低自己負担500円)
②利用料4,000円以上で、3,000円割引 (最低自己負担1,000円)

◆飲食宅配代行業者利用に係る配達料助成 *配達時に配送料の支払なし

(助成額) 熊本市内の飲食店から市内への配達に配達料全額を助成
(期間) 1月21日(金)～2月21日(月)午後5時まで